

広報

こま

"78

NO.298

4

発行・幸田町役場 愛知県額田郡幸田町大字菱池字黒方11番地
編集・企画課 ☎2-1111 ☎2456 印刷・角間印刷

人口動態
(昭和53年3月1日)

総人口	24,396人
内 男	11,958人
内 女	12,438人
世帯数	6,222戸
(2月中的移動)	
出生	46人
死亡	10人
転入	67人
転出	58人
	男23人 女23人
	男7人 女3人
	男33人 女34人
	男26人 女32人



新鋭ポンプ自動車

日本損害保険協会より寄贈

性能は、油火災用消火機材、4ホース同時放水能力をもち、今後の活躍が期待されます。

昭和53年度施政方針

財源の重点的配分と 経費支出の効率化に徹する 53年度予算

予算編成方針と概要

たつては、こうした財政難に対処するため財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、収支の均衡に心がけるとともに巨玉事業を除き、新規事業の採択は極力抑え、抑制型予算としたものであります。今後、さらに苦しい財政運営が続くものと思われるので重点事業の採択のみで財政力に限界をきたし、他の諸事業いわゆる多様化する住民要望には十分対処することが困難となりますので町民各位の理解と協力を願わなくてはなりません。

一般会計
22億2000万円

歳入

校給食費保護者負担金約一億円の特殊要素を除けば、実質十六パーセントとなり国、県における予算増加率に見合うものとなるのであります。

ここで、一般会計予算を中心としてその内容について申し上げます。まず歳入においては、町税、地方交付税、地方譲与税等の一般財源は歳入予算の約六十七パーセントを占め、特に町税は町民の方々の血と汗による尊い財源でありますから課税には十分配慮し、適正を期したいと思っております。

世界経済は、石油危機以来長期的にわたる不況、更には円高、構造的な不況にあって倒産、雇用不安の増大、個人消費、民間設備投資意欲の減退などで事態は深刻化しているのが現状であり、国においては公共事業を主軸とした十五か月予算を編成し、三十二パーセントにもおよぶ国債依存により財源調達をし、景気浮揚を図るための方策が講ぜられ、当然地方自治体も国と同一基調により住民生活の安定と社会資本整備を中心として積極的諸施策を推進すべきであります。本町においては、向う六か年中期計画において小中学校・保育所新設に約三十億円の巨額な財政需要が見込まれ、かつ農業基盤整備の矢作農水南部幹線事業負担金が昭和五十六年度以降において年約一億八千万円の支出が予定されるなど将来の財政事情は全く憂慮されるのであります。

昭和五十三年度の予算編成の方針と概要にふれてみたいと存じます。予算規模は、一般会計二十二億二千万円、国保会計四億八千九百万円、農業共済会計七千三百万円、水道事業会計二億六千八百万円、土地取得会計七千八百万円、総額三十一億二千八百万円、前年度予算に対し一億九千九百万円、六・六パーセントの増加となり、一般会計においては六千四百万円、三パーセントの増加という数字を示しておりますが、これは前年度の新設小学校用地関係予算三億円余、本年度予算において新たに予算措置することとした学

保育料については、人件費、物件費の高騰による保育所運営費の増高に伴い保護者に適正負担を求めめるため所要の改定を行うものであります。また町債は、すでに公債比率が十パーセントの警戒点をはるかに超えることに鑑み、公債費の増大を極力抑えるため財源対策債として地方交付税において元利償還金が算入措置される見込みのあるものを活用し、節度ある財政運営に心がけるとともに国・県補助金の獲得には精力的に当り、全力を傾注する覚悟であります。

これまで直接経費をおこなっていた小中学校給食実費徴収金を本年度において約一億円を予算に組み入れ、地方自治法に定める総計予算主義の原則を貫き、予算執行

の適正を期し、さらに国鉄新幹線騒音対策事業負担金五千万円の収入により諸収入の大幅予算増加をみたのであります。

歳出

一方歳出については、義務的経費に属する人件費、扶助費、公債費等は歳出予算の四十五パーセントにもおよび、特に職員給与はベースアップ八パーセントを含めたとはいえ、その増高は著しいものがあり、必然的とは申せいたずらに前年度を踏襲することなく、積極的に事務、事業の見直し、職員定数の再検討、職員給与水準の適正化、電算機の効率的利用、職員研修による職員能力の開発などにより経費の節減、効率化に意を注ぎ、町財政の実情に即し弾力的に対処しようという絶えず財政の体質改善に努めて行きたいと考えております。

重点施策 4項目

昭和五十三年度における私の施策は、財政難が予測される将来展

望の中で節度ある重点施策を基本として

- 1、教育、保育施設の整備充実
- 2、社会福祉事業の推進
- 3、生活環境の整備促進
- 4、防災対策事業の積極的推進

の四項目を掲げたいと存じます。

新設学校の事業着手他

まず、第一の教育、保育施設の整備充実については、最重要事業である中期六か年計画に基づく新設学校の事業着手であります。すでに用地確保を終えた新設小学校を中心とした学校関連として学校等周辺対策のための通学通園路などの関係費を予算化したのであります。また、豊坂小学校新幹線騒音対策事業、新設中学校予定地測量、青少年の体力づくりと健全育成のための町民運動場照明施設及び附帯施設の設置、里地内への保育所新設などがあります。

給食センター費に米飯給食関係費を計上、児童生徒の食事内容の多様化を図るとともに、自給資源活用の国策にもそいたいと思いますが、実施については、関係者の意見を十分とり入れ進めてまいりたいと存じます。

たすけあい資金

融資制度他

第2の社会福祉事業の推進については、弱者救済を目的として、「たすけあい資金融資制度」を新たに設け、生活安定の一助にするとともに老人福祉センターの完成に伴い、開館運営を始めることになり、老人の方々の健康管理や憩の場として利用していただき、生きがいを求め大いに活用をお願いするものであります。取りざたされている老人医療無料化六十八歳への年令引き下げ、母子家庭医療無料化の新設については、県と歩調を合せ、前向きに検討していきたいと存じます。

都市下水道事業他

第3の生活環境の整備促進であります。市環境整備の基礎である都市下水道事業をはじめとし生活関連道路整備事業、交通安全対策事業、不燃物処理場運営を行い、特に勤労者住宅資金の大幅増額と低利融資により住宅取得を容易にし、生活安定に備えたいと考えております。

湛水防除事業他

第4の防災対策事業の積極的推進については、湛水防除事業、農地防災事業、老朽ため池改修事業等を国・県の財政援助を得て災害防止の事業を積極的に進めてまいりたいと思っております。また、前年度に本町が初めて試みたウォーターカーテン築造事業についても幸田地区において継続施工し、密集地の防火に少しでも役立てたいと念願しております。

災害復旧事業については、五十年災害の一部を残すのみとなり、本年度においてそのほとんどが完成することになりますが、今後、災害が繰り返されることのないよう防災には、最善の努力を惜しまないであります。

水道事業 特別会計

水道事業特別会計は、独立採算が基本原則であることから一般会計からの経営補助は必要最少限とし、予算編成を行ったのであります。したが、これまで経営改善に努力し、

国保 特別会計

国保会計については、医療費の増大に伴い、国保税の増徴は必然的といえますが、老人福祉センターでの健康診断の実施、また健康管理の啓発などにより医療費の増高を抑える努力をし、国保税の増徴抑止に努め、国保会計の財政運営健全化を図りたいと思うのであります。

さらに、本年度においても職員削減を図るなど限界を超える方策をとるにもかかわらず過去における多額な設備投資による資本費の増大、加えて県営水道料金の引き上げによって経営悪化をきたし、これを解消するため受益者に適正負担を求め、水道料金の改定をすることとした次第であります。

以上、昭和五十三年度における予算概要と所信の一端を申し述べましたが、厳しい情勢下であるがため、町民各位の現実を正しく見きわめた理解と協力のの上に立って行政運営がなされなければなりません。

当初予算

(単位 千円)

会計別	予算額	対前年度当初予算比	
一般会計	2,220,213	3.0%	
特別会計	国民健康保険特別会計	489,558	17.5
	農業共済特別会計	72,909	18.7
	土地取得特別会計	77,901	31.1
水道事業会計	268,223	11.2	
合計	3,128,804	6.6	

一般会計 22億20,213千円

主な事業

(単位 千円)

総務関係費

コンピューター業務費
五、三〇〇

民生関係費

戦没者史編さん事業費 三、三〇〇
たすけあい資金融資事業費 一、〇〇〇
老人福祉センター運営事業費 一三、六〇〇
親切行政推進事業費 二二、三〇〇
保育所建設事業費 五六、〇〇〇

衛生関係費

ちびっこ広場建設事業費 二、二〇〇
じん芥処理(不燃物処理含)事業費 二五、三〇〇
蒲郡市幸田町衛生組合負担金 一一、五〇〇
上水道繰出金 一五、〇〇〇

労働関係費

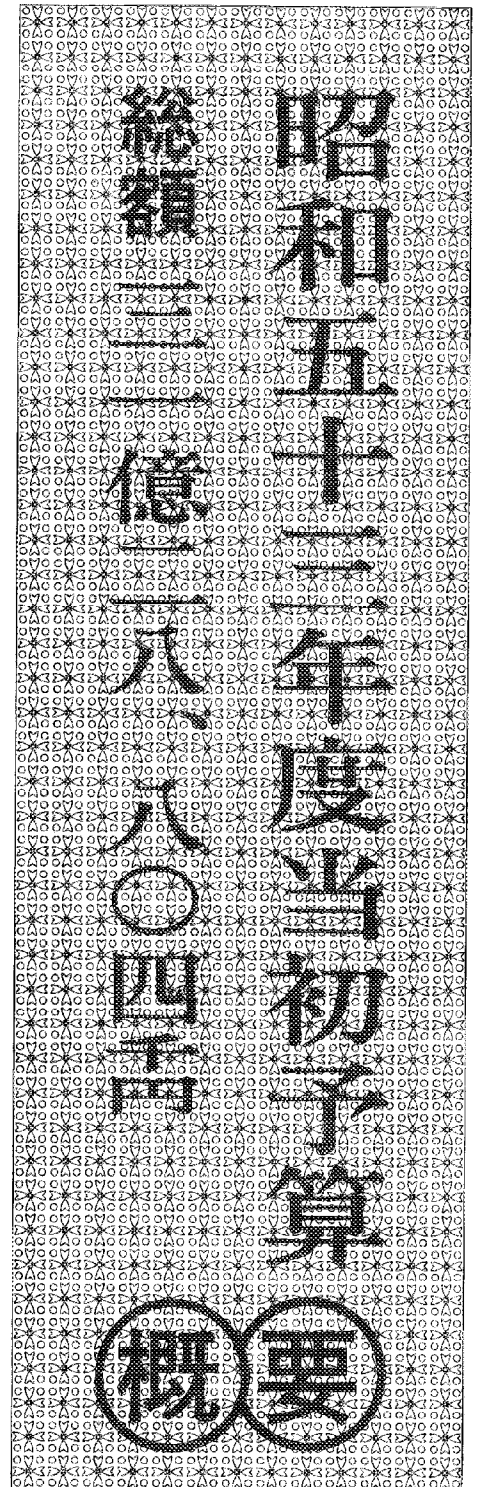
勤労者住宅資金融資事業費 一五、〇〇〇

商工関係費

商工会一般事業補助金 四、二〇〇
商工業振興資金融資事業 一一、〇〇〇

農林水産関係費

イネミズゾウムシ防除事業費 二、五〇〇
農業近代化資金利子補給補助金 二、九〇〇
広域農道事業負担金 一〇、三四〇
矢作南部農地開発事業負担金 三、五〇〇
老朽ため池事業負担金 三、七五〇
農地防災事業負担金 六、〇〇〇
洪水防除事業負担金 一四、〇〇〇
ほ場整備事業補助金 六、六〇〇
農村総合モデル事業費 一〇〇、〇〇〇
陸上自衛隊工事委託事業費 四、八〇〇
林道開設改良事業費 三、一〇〇
造林事業補助金 三、四〇〇



◇一般会計・歳入

(単位 千円)

款 別	予 算 額	構 成 比	対前年度 当初予算比
1. 町 税	820,025	37.0 %	17.1%
2. 地 方 譲 与 税	38,500	1.7	37.5
3. 娯楽施設利用税交付金	28,200	1.3	17.5
4. 自動車取得税交付金	53,000	2.4	11.8
5. 地 方 交 付 税	500,000	22.5	8.7
6. 交通安全対策特別交付金	2,000	0.1	0.0
7. 分担金及び負担金	87,360	3.9	22.6
8. 使用料及び手数料	23,503	1.1	2.6
9. 国 庫 支 出 金	176,044	7.9	△11.9
10. 県 支 出 金	182,937	8.2	28.2
11. 財 産 収 入	550	0.0	△15.4
12. 寄 附 金	23,062	1.0	△43.3
13. 繰 入 金	2	0.0	△99.9
14. 繰 越 金	29,000	1.3	0.0
15. 諸 収 入	188,029	8.5	382.8
16. 町 債	68,001	3.1	△54.1
歳 入 合 計	2,220,213	100.0	3.0

◇一般会計・歳出

(単位 千円)

款 別	予 算 額	構 成 比	対前年度 当初予算比
1. 議 会 費	54,384	2.4 %	20.4%
2. 総 務 費	264,941	11.9	11.7
3. 民 生 費	476,890	21.5	6.8
4. 衛 生 費	101,520	4.6	△33.4
5. 労 働 費	15,201	0.7	173.2
6. 農 林 水 産 業 費	208,059	9.4	30.3
7. 商 工 費	27,030	1.2	16.4
8. 土 木 費	353,841	15.9	56.8
9. 消 防 費	91,042	4.1	10.7
10. 教 育 費	364,505	16.4	△21.7
11. 災 害 復 旧 費	14,525	0.6	△86.3
12. 公 債 費	228,275	10.3	16.7
13. 予 備 費	20,000	1.0	0.0
歳 出 合 計	2,220,213	100.0	3.0

△ 対前年度当初予算額に比し減額

公園等展示物設置事業費
二、〇〇〇

土木関係費

道路新設改良事業費
四八、〇〇〇

学校等周辺整備事業費
一〇〇、〇〇〇

交通安全対策施設事業費
三、九〇〇

野場上六栗線自転車歩行者道
設置事業費
八、〇〇〇

深溝土地区画整理組合補助金
二六、六〇〇

街路事業費
八、〇〇〇

矢作川流域下水道事業負担金
七、七〇〇

都市下水路整備事業費
六四、六〇〇

消防関係費

消防団員用盛夏服等非常備
消防用品整備費

防火水槽新設事業費
二、一八〇

防火線築造事業費
五、五〇〇

教育関係費

豊坂小新幹線騒音対策事業費
五七、八〇〇

小学校運動場整備事業費
五、二〇〇

小学校校舎等修繕事業費
五、二〇〇

新設中学校予定地測量委託費
五、六〇〇

中学校校舎等修繕事業費
一、五〇〇

町文化協会補助金
三、四〇〇

郷土資料館等環境整備事業費
一、二〇〇

ライフサークル運動推進事業費
一、五〇〇

町体育協会補助金
二、七〇〇

町民運動場照明及び附帯施設
一、〇〇〇

給食センター運営費
三〇、九〇〇

米飯給食推進費
一、二九、五〇〇

災害復旧費
五、〇〇〇

災害復旧費

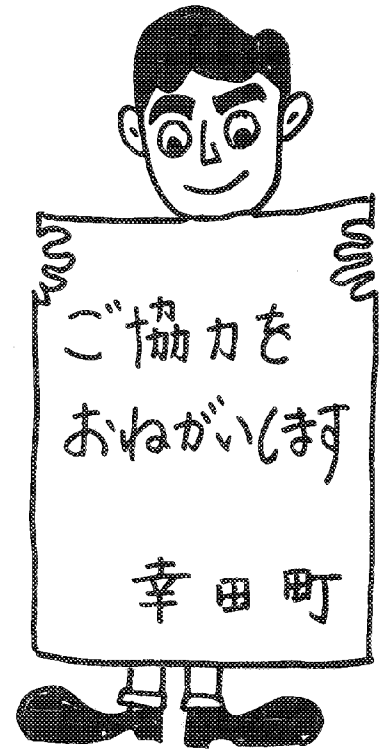
林業用施設災害復旧事業費
二、三九一

河川災害復旧事業費
一、一三二

4月使用分から実施

極力抑える！

一般家庭用料金引き上げ幅



水道料金改正による
料金比較表

口径別 %	月当りの 使用水量 m ³	改正前 料金	改正 料金	比較	
				金額	比率
13	12	1,200	1,200	0	100.0
	20	1,920	2,000	80	104.2
	30	2,820	3,000	180	106.4
20	12	1,250	1,250	0	100.0
	20	1,970	2,050	80	104.1
	50	4,870	5,250	380	107.8
25	40	5,100	5,300	200	103.9
	60	7,200	7,600	400	105.6
40	100	12,500	13,200	700	105.6
50	500	64,500	75,100	10,600	116.4
75	500	66,000	76,500	10,500	115.9
	1,000	131,000	156,500	25,500	119.5
100	1,000	132,400	157,800	25,400	119.2
	5,000	652,400	797,800	145,400	122.3

三月定例議会で、水道料金の改正が議決され、四月使用水量分から新しい料金が適用されます。新しい料金は、別表のとおりですが、平均引き上げ幅は、八・五％となります。

たとえば、家庭用（口径13％）で月当り二〇m³を使用した場合は、従来の一〇二〇円が二〇〇〇円、八〇円（四・二％）の引き上げとなり、一日当り二円七〇銭の負担増となります。

今後とも水道事業部内の合理化の努力と一般会計からの補助金等により住民のみなさんの負担をすこしでも軽くするように努力していきますので、ご協力をおねがいします。

赤字解消の負担割合

項目	金額	負担割合		摘要
		%	町負担%	
企業合理化	2,596	8		極限状態
一般会計補助金	17,000	50	58	独立採算の方向へ
料金改正	14,120		42	社会状態上やむをえない
合計	33,716		100	

基本料金据置・平均引き上げ幅8.5%

水道料金改正

新水道料金表

口径	基本料金		使用料金	
	基本水量	金額	使用水量	金額
13	1.2 ^m	1,200 ^円	13 ~ 30	140 ^円
			31 ~ 50	110
			51 ~ 100	120
20	1.2	1,250	101 ~ 200	130
			201 ~	160
			21 ~ 30	100
25	2.0	3,200	31 ~ 50	110
			51 ~ 100	120
			101 ~ 200	130
			201 ~	160
40	3.0	5,000	31 ~ 50	110
			51 ~ 100	120
			101 ~ 200	130
			201 ~	160
50	4.0	7,000	41 ~ 50	110
			51 ~ 100	120
			101 ~ 200	130
			201 ~	160
75	5.0	9,500	51 ~ 100	120
			101 ~ 200	130
			201 ~	160
100	6.0	12,000	61 ~ 100	120
			101 ~ 200	130
			201 ~	160
臨時用給水装置			1 (m ²) 当り	200 ^円

今回の料金改正は、基本料金を据置とし、超過料金のみ引き上げで、特に注意が払われた点は、一般家庭用の引き上げ幅を極力抑え、月三〇m³までは基本料金と同じ単価に留め、二〇〇m³以上の大口需要者に対しては、高くなりました。

改正の
あらまし

一般会計補助金
料金改正によるみなさんの負担を少しでも軽くするために「高料金対策」の名目で一般会計から補助を受けていますが、地方自治体も財政危機の折から過去にみられたような巨額の補助は今後できなくなってきたります。この補助金はみなさんの税金であり、その税金で赤字を補てんすることは、公営企業の原則である「独立採算」

赤字解消
方法

料金改正
本町における水道事業の実状をご理解いただき、みなさんの生命を守る「水」を恒久的に確保するために、ご協力をお願いします。

料金改正
企業合理化および一般会計からの補助金による赤字穴埋の残り赤字分については、受益者であるみなさんに負担していただくかなければなりません。料金の引き上げによる家計への影響は、非常に重大であり、今回の改正では、別表のようにすこしでも負担を軽くするように配慮しました。

から逸脱し、税本来の目的からも大きくはずれ、適切な赤字解消方法ではありません。

幸田町顧問

村越 健氏

(弁護士)



相談の話 (一)

われわれ弁護士が県庁や弁護士会などで、一般の人々から法律相談にあずかるとき、一番多い相談ことは、「相続」と「貸借」についてのことである。ある判事さんの話によると「田舎では、相続について講演を頼まれることが多い」という。そこで、私もこれから数回にわたって「相続」の話をしてみよう。

余談ではあるが、弁護士という職業は、いろいろなめ事の幕引き役だどつくづく思う。中でも、「相続」は、人が亡くなった後の問題で、医者と弁護士はよく似た点が多いが、死後も人の面倒をみなければならぬという点では、いささか医者に優越するのであるうか。

ところで、わが国では、戦前から民法の改正時まで「戸主制度」というものが強く残っていた。最

法律 あかこ

近、韓国からの密入国者の弁護をしたとき、検察官提出の証拠の中に、韓国の戸籍簿が入っていたのを見たところ、驚いたことに韓国では、戸主制度が今も残存しているのである。

民主政治の泰平の世にある日本と元軍人を指導者と抑ぐ韓国の国情の違いに改めて想いを巡らせたものである。ついでながら、韓国の民法では、相続も女子は男子より相続分が少ないなどさながら、封建國家を思わせる法制度であり、戦後のわが国の男女平等になれた者の眼からは、奇異に感じられるほどである。

しかし、私はここで、韓国の法制度の遅れをちよう笑するつもりは毛頭ない。そんなことをすれば自ら天にツバすることになるからである。というのは、確かに、制度上わが国では、戸主制度を廃止

し、相続においても純然たる財産相続においても、法定相続分も子供の間では、男女の区別なく平等とするなど韓国よりも個人の尊厳という民主主義の精神にかんた制度となつてゐる。

けれども実際は、戸主制度が残っているかのような、例えば、長男に遺産を継がせ、他の兄弟は相続を放棄するなどの方法によって農地の細分化を防ぐことがおこなわれている。また、農家でなくても、中小企業主が亡くなれば、それを継ぐ長男などが、他の兄弟よりも多く相続分をもらうなどのことがおこなわれている。

すなわち、わが国でも韓国でも実際には、「戸主制度」「男女不平等」が残存している点からすれば、さほどの違いはないのである。

ところが、韓国と違い、ともかく法制度として現行民法の相続制度が、わが国では確立していることから問題が起つてくる。すなわち、実際は、旧態依然とした相続がなされているのに、民法上は進歩した法制度が完備しているところから、当然、そのくい違いが生じ、悲喜劇が演じられるはめになるのである。

では、その悲喜劇の主人公にならないためにはどうしたらよいか。ともあれ、目先の損得に目端の効く人も死後のこととなると疎くなるのは、人情というものであろう。が、実はそれが一生をかけて築いた財産を水泡に帰すかも知れない重大事なのである。

幸田の野鳥

ウグイス

(漂鳥)



小枝に留るウグイス (不動ヶ滝) にて

三月に入ると藪などから「ホーホケキョ」と春を告げるウグイスの鳴き声が聞かれるようになりま

ウグイスは、夏の間、低山から亜高山帯にかけて広く繁殖し、十一月頃から里近くに来て、藪やアシ原などで冬を越し、春再び山へ帰っていく野鳥(漂鳥)です。

大きさはスズメくらいですが、ずつとスマートな鳥で、色は目立たない灰茶色で俗にいう「うぐいす色」よりは暗色です。いつも単独で行動し、エサは虫類を特に好みますが、厳寒期には、木の实なども食べ、藪の中で「チャツチャツ」と笹鳴きを繰り返し、別の野鳥が鳴いているかのように聞こえ、この頃のウグイスを「藪ウグイス」などとも呼んでいます。

早春の頃になると、「梅にウグイス」とよくいわれるように家の庭にも回遊しますが、実際には、梅の木を特に好むというわけではなく、鳴き声はすれど姿はなかなか見られません。

ウグイスの囀りは、暖かさよりも日照時間に関係があり、昼間の時間が十二時間近くになる三月に入ると、生殖ホルモンの分泌が盛んになり、鳴きはじめます。しかし、最初のうちは「ホケキョ」とか「ケキョケキョ」とどこか舌足らずです。

日照時間の長くなる四月に入ると張りのあるきれいな声で「ホーホケキョ」と鳴くようになります。そして、四月中頃から山地に移り始めますが、幸田町内では、遠望峰山の山頂付近で、夏を過して囀りが聞かれることから当然、巢作りをしているものと思われ、枝先に留って鳴く姿を見ることがあります。

また、山頂を走るスカイラインもでき、野鳥の囀りを簡単に聞かれるようになり、たいへん便利になりました。しかし、反面では、自然が壊され、野鳥たちの住む場所が奪われ、犠牲になっていった野鳥がいることも忘れてはならないと思います。

昭和53年度幸田町区長名簿

◎ 会長
○ 副会長

区名	区長名	区長代理者名
長嶺	本出昭伍	吉野昭男
久保田	山本数雄	市川富久也
坂崎	小山多賀士	黒柳重一郎
大草	山下幸勇	平松重一郎
高力	山本幸夫	志賀梅太郎
鷺田	小林銀市	都築三三二
新田	本多浅雄	本多三三二
岩堀	本多久七郎	都築友幸
横落	稲保千代	三宅晋
幸田	本多一夫	牧原嘉彦
芦荻	加藤六郎	山田茂明
市里	黒野正功	山崎吉彦
海谷	金越与三松	三浦和信
逆川	村越登	村越敏夫
桐山	小吉登	石川忠三
上栗	稲林登	長谷秀雄
六栗	大須賀務	古市徳太郎
野場	鳥居幸男	大須賀徳明
須美	天野幸男	近藤富一
須野	田境兵次郎	佐野富誠
永野	山本鐘幸	都築清隆
三菱	川本典昭	服部清孝

昭和五十三年度の各区の区長および区長代理の方々が別表のとおり決まり、二月一日より仕事をはじめられました。
役場と住民のみなさんを結ぶ「パイプ役」として、この一年間、よろしく願います。



申告に誤りがあったら

昭和五十二年分確定申告

昭和五十二年分所得税の確定申告の受付は、三月十五日で終了しましたが、もし確定申告をした後で申告の誤りなどに気づいたときには、早目に訂正の手続をしてください。

所得や税額の計算をまちがって税金を納め過ぎていたり、還付を受ける税金が少ないことがわかったときは、正しい金額に訂正してもらおうように、「更正の請求」をすることが出来ます。

手続の方法については次のとおりです。また、用紙は税務署か役場税務課にありますのでご利用ください。

この「更正の請求」ができる期間は、申告期限から一年間です。つまり、昭和五十二年分所得税の確定申告については、昭和五十四年三月十五日までです。

(イ) 税額を少なく計算していたとき

税に不服があるときは...

所得や税額をまちがって、納めた税金が少なかったり、還付を受ける税金が多かったときは、正しい金額に訂正する「修正申告」をしてください。税務署の調査を受けた後で「修正申告」をしますと修正によって納める税額の5%の過少申告加算税を納めなければなりません。自分でまちがいを発見して調査を受ける前に、自主的に「修正申告」をしたときは、過少申告加算税はかかりません。

「税務署から更正の通知を受けたが、その理由がよくわからない」とか「納税が遅れたため差し押えを受けたが、どうも納得できない」というときは、まず税務署にその理由をよく聞いてみるのが大切です。

しかし、それでもその理由が納得できないなど、税に不服があるときは、次のように不服の申立ができます。

長に書面で「異議申立」をします。

審査請求：異議申立に対する税務署長の決定に対して、まだ納得できないときは、決定通知を受けた日から一か月以内に国税不服審判所長に書面で「審査請求」をします。

なお、次のような場合は、税務所長に対する「異議申立」をせずに、直接不服審判所長に処分通知を受けた日から二か月以内に、「審査請求」をすることが出来ます。

(イ) 青色申告に対する更正に不服があるとき。

(ロ) 税務署が更正や決定などの処分をする際に、「異議申立」ができる旨の教示をしなかったとき。

固定資産税(第一期分)の都市計画税(第一期分)の納期変更

昭和五十三年度の固定資産税都市計画税の第一期分の納期が地方税法の改正により今年度限り、変更されます。

固定資産税(第一期分)
都市計画税(第一期分)

納期限 五月三十一日
(例年、四月)

異議申立：税務署からの処分の通知を受けた日から二か月以内に税務署

“不時の出費に活用を”

幸田町たすけあい 資金貸付事業

この事業は、生活の不安定な低所得世帯に対し、生活の維持に必要な資金を貸し付け、生活の保全、経済的自立を図るものです。

対象者 町内在住者で、低所得のため不時の出費等で暮しの維持が困難な世帯

限度額 五〇、〇〇〇円以内
(特殊な場合除く)

ては、住民課内社会福祉協議会事務局へ

条件

- (1) 据置期間 貸し付けの日から三か月
- (2) 償還期間 据置期間後六か月以内
- (3) 利子 無利子
- (4) 保証人 一名

実施主体 社会福祉協議会
申込先 幸田町役場住民課

その他、この事業の詳細については、住民課内社会福祉協議会事務局へ

身障者相談コーナー

相談日時 毎月第1水曜日午前10時～午後3時
場 所 中央公民館 第5会議室
相談員 愛知県身障者相談員 有馬茂男氏
相談内容 主として諸手続きその他一般事項

昭和53年度 第2回危険物取扱者試験

試験日 6月11日(日)
場 所 知立中学校
種 類 全 種 類
受 付 5月9日(火)まで

詳細については消防本部予防係へ

行政相談

と き 4月19日(休)
午前9時～12時
と ころ 中央公民館 第5会議室
相談員 横井一夫氏

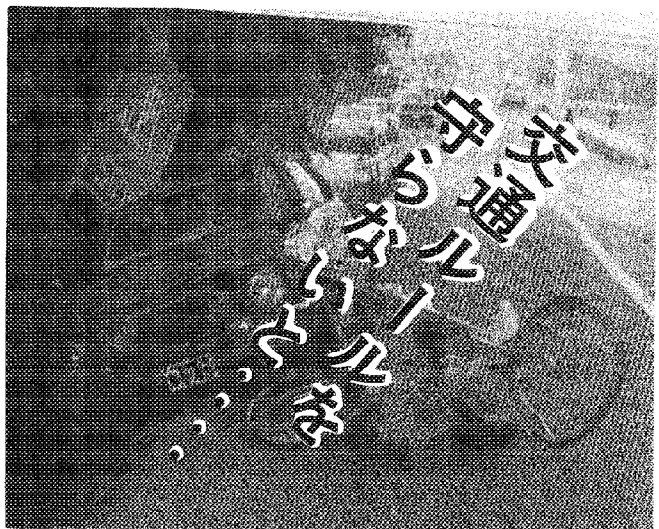
心配ごと相談

4月5日 佐橋 登 千賀千代子
渡辺 一雄
12日 唐沢 重光 近藤 満
19日 上杉うた子 平野フミエ
永井 まさ
26日 清水 繁雄 植村 よね

じかん 午前9時～12時
と ころ 中央公民館 第5会議室

今月の納税

軽自動車税 全期分
納 期 限 5月1日



春の交通安全運動実施

期間 4月6日～4月15日

新入学、入園の時期ですが、お宅では、親子による交通安全教育を実施していますか。
親子でいっしょに通学路を歩いて、危険な箇所を見つけたら、また、道路の正しい渡り方などを勉強し、交通事故のないようにしましょう。
また、ドライバーのみなさんも幸田町を交通事故のない明るい町とするようご協力ください。
なお、四月十日は、一斉街頭指導を予定し、ご近所の方が交差点に立っていただけますので、出勤、帰宅時には「ご苦労様」と一声かけてください。



交通安全協会幸田分会

円高による

中小企業対策のあらまし

最近の急激な円高により支障を生じている中小企業者に対し、経営の安定を図るため次のような特典がありますのでご利用ください。

*融資制度

中小公庫 二、〇〇〇万円まで
商工中金 五〇〇万円まで
国民公庫 五〇〇万円まで

利率 当初三年間は、年五・五%
その後は、年六・二%

償還期間 六年以内(据置三年) 期限 五十三年六月三〇日まで
*設備近代化資金などの償還期間の延長
八年(現行、五年)

*信用保険制度の別わく設備

(ア)特別小口保険 二五〇万円

(イ)無担保保険 八〇〇万円
(ウ)普通保険 五、〇〇〇万円
*純損失、失損金の生じた場合の税制上の特例
(ア)所得税または、法人税の還付
既往三年間(現行、一年間)
(イ)事業税および町県民税の繰越
法人五年→七年
個人三年→五年

*対象者

最近の生産額または、取引額が、一年前に比べ五%以上減少し、またその見通しがあり、指定業種(一〇八種類)に属する中小企業者。
*照会先
役場産業課
・愛知県商工部商業貿易課
(☎052・231・6351)

不用犬引取り

四月 六日(第一木曜日)
四月二〇日(第三木曜日)
五月 四日(第一木曜日)

午前十一時三〇分までに役場裏庭へ持参してください。

犬の登録と注射

昭和53年第1回1次狂犬病予防注射及び登録をつぎのとおり実施しますので、かならず受けてください。

- 日時場所 日程表のとおり
- 料金 1頭 登録 300円 注射 850円 プレート 150円
合計 1,300円
- 受ける犬 生後91日(3ヵ月)以上の犬
注意 (1) 異常のある犬は、注射実施前に申し出て下さい。
(2) 犬の移動(転出、譲渡、死亡)の場合は、役場保健課へご連絡ください。(公 2-1111 有3463)
(3) 日程表のいずれかが都合の良い日、会場でかならず受けてください。実施できないときは岡崎狂犬病予防協会の獣医師で実施してください。

日 程 表

月日	会 場	時間(午後)
4月 5日 (水)	坂崎公民館	1:15~2:00
	久保田コミュニティホーム	2:15~2:30
	長嶺コミュニティホーム	2:45~3:00
	高力老人憩の家	3:15~3:30
10日 (月)	農協大草支所	1:15~2:00
	鷺田公民館	2:15~2:45
	岩堀老人憩の家	3:00~3:30
11日 (火)	荻公民館	1:15~1:30
	横落児童館	1:45~2:00
	芦谷公民館	2:15~3:00
	幸田児童館	3:15~3:45
12日 (水)	里長満寺門前	1:15~1:30
	里山協集会所	1:45~2:00
	海谷公民館	2:15~2:45
	市場老人憩の家	3:00~4:00
17日 (月)	逆川出張所	1:15~1:30
	上六栗老人憩の家	1:45~2:30
	梶山集荷所	2:45~3:00
	六栗公民館	3:15~3:45
	須美公民館	1:15~1:30
18日 (火)	永野北部公民館	1:45~2:00
	野場老人憩の家	2:15~3:00
	幸田町役場裏庭	3:15~4:00

岡崎市内獣医科医院 (狂犬病予防協会員)

- 石川家畜医院**
岡崎市橋目町字勘介屋敷13
TEL 31-4588
- 加藤獣医科医院**
岡崎市針崎町朱印地17-8
TEL 51-4338
- 土井家畜医院**
岡崎市六供町清水32
TEL 21-4621
- 岩月家畜医院**
岡崎市祐金町113
TEL 21-4944
- 石原獣医科医院**
岡崎市岡町1-35
TEL 22-2155
- 小林獣医科**
岡崎市稲穂町5-161
TEL 22-3631
- 近藤獣医科医院**
岡崎市松本町1-66
TEL 21-1348

志願 手続

町役場又は
市面岡崎出張所へ

岡崎市稲穂町四丁目
TEL 224 21-7303

犬の放し飼いをやめ、毎年1回登録し、春秋2回の狂犬病予防注射を必ず受けましょう。

当 直 医

診療時間 (午前9時~12時) 下記の外隣接市当直医
(午後2時~6時) 市民病院へ

4 月 9 日		
内科又は小児科	鈴木 医院	幸田 2-0020
外 科	中西 医院	伊賀 22-3181
産 婦 人 科	長坂 病院	矢作橋 31-3170
皮 泌 科	渡辺 医院	福 寿 23-8005
耳 鼻 咽 喉 科	中西 医院	伊賀 22-3581
眼 科	栗屋 医院	鴨 田 21-3656
4 月 16 日		
内科又は小児科	山崎 医院	幸田 2-5225
外 科	築瀬 医院	河 24-0205
産 婦 人 科	田那村 病院	康生南 23-8161
皮 泌 科	荻須 医院	竜 田 21-0781
耳 鼻 咽 喉 科	島田 病院	伝 馬 21-3387
眼 科	南部 医院	羽 根 51-5334
4 月 23 日		
内科又は小児科	岩瀬 医院	福 岡 51-9036
外 科	須田 病院	鴨 田 23-2561
産 婦 人 科	神谷 医院	明大寺 51-5037
皮 泌 科	須田 病院	鴨 田 23-2561
耳 鼻 咽 喉 科	山本 病院	連 尺 21-0359
眼 科	伊藤 医院	亀 井 21-3313
4 月 29 日		
内科又は小児科	杉浦 医院	羽 根 51-1735
外 科	別府 医院	鴨 田 22-4139
産 婦 人 科	いとう 病院	明大寺 51-2856
皮 泌 科	大竹 医院	明大寺 22-1449
耳 鼻 咽 喉 科	中村 医院	六 供 22-2468
眼 科	岡田 医院	八 幡 21-0134
4 月 30 日		
内科又は小児科	しまだ小児科医院	明大寺 51-1411
外 科	林 医 院	広 幡 23-5221
産 婦 人 科	吉村 病院	柱 51-1895
皮 泌 科	亀井 医院	羽 根 53-1128
耳 鼻 咽 喉 科	中野 医院	本 町 22-0261
眼 科	小玉 医院	羽 根 51-1279
5 月 3 日		
内科又は小児科	小坂 医院	久後崎 51-3353
外 科	長坂記念病院	久後崎 21-2032
産 婦 人 科	加藤 病院	明大寺 21-3251
皮 泌 科	松下 医院	明大寺 51-5094
耳 鼻 咽 喉 科	松下 医院	明大寺 51-5094
眼 科	佐野 医院	門 前 21-4909

母子健康センター行事

月日	曜日	行 事	時 間	備 考
4.5	水	一般児相談	午前9.30~ 11.00受付	
12	水	妊婦検診	午後1.30~ 3.00受付	妊 婦
14	金	1歳6か月児検診	午前9.30~ 11.00受付	51.9.11~ 51.10.13出生者
		3歳児検診	午後1.00~ 2.00受付	50.3.11~ 50.4.14出生者
19	水	予約児検診	午前9.30~ 11.00受付	
		8か月児検診	午後1.00~ 2.00受付	52.7.17~ 52.8.13出生者
26	水	3か月児検診 (離乳食講習)	午前9.30~ 10.30受付	52.12.16~ 53.1.26出生者
		妊婦検診	午後1.30~ 3.00受付	妊 婦

乳幼児検診・妊婦検診には必ず母子手帳を持参ください。

稲吉	山崎	石川	三浦	成瀬	壁谷	加藤	大竹	長嶋	鳥居	小野	浅井	本多	夏目	田代	おめでと うござい ます。(46名)	二月一日 二十八日 届出(順不 同)	
邦彦	真夕子	真護	祥久	亨明	絹代	梨絵	伸吾	茂久	喜嘉	依理	咲子	美也子	榮一	榮理	美奈子	父	おめでと うござい ます。(46名)
富雄	二三夫	博巳	米松	毅彦	重彦	和雄	正好	賢悟	修己	嘉一	優子	榮一	要	今朝男	区		
逆川	大草	芦谷	大草	市場	鷺田	岩堀	高力	上六栗	坂崎	六栗	久保田	須美	新田	芦谷	大草	おめでと うござい ます。(46名)	
江龍	椎葉	林村	下村	河合	朝岡	越山	栗山	三浦	山本	中根	磯部	鈴木	足立	齋藤	足立		山本
暁	智子	雅之	恵介	雄介	吉史	圭美	陽子	茂樹	啓輔	正浩	有哉	克紀	奈緒美	晃子	康雄	藤子	由佳
愈隆	政実	幹生	邦夫	一正	晴雄	勝壽	保則	修一	秋男	幸一	作紀夫	豊	俊亮	初雄	晃二	盛彦	輝夫
岩堀	鷺田	鷺田	鷺田	大草	岩堀	芦谷	里大草	久保田	横落	野場	大草	大草	市場	大草	芦谷	岩堀	逆川
牧野	吉本	本田	仲井	山崎	加藤	稲吉	平岩	鈴木	蒲野	おおくや みやみ申 し上げま す。(10名)	小西	清水	今井	志賀	中島	栗村	江龍
巨里	桂子	いな	善市	みね	利右衛門	幸一	梅次郎	信市	死亡者	主	由紀子	千草	英里名	幸恵	尚	晃子	健
47歳	12歳	78歳	79歳	33歳	67歳	78歳	75歳	75歳	78歳	年令	俊雄	祥勝	利明	康廣	英夫	節夫	祥之
君子	武彦	三郎	兼市	はつ	寛治	かく	省三	はつ	信市	区	鷺田	鷺田	鷺田	上六栗	野場	鷺田	岩堀

なお、歯科は岡崎歯科医師会館(岡崎市六供町三本松)で診療。時間 午前9時~11時30分
診療時間内に受けてください。
保険証を持参してください。